

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年10月15日提出
【計算期間】	第5期（自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日）
【ファンド名】	ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンド
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 皆川 卓士
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 大吉 昭一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03－5533－4606
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

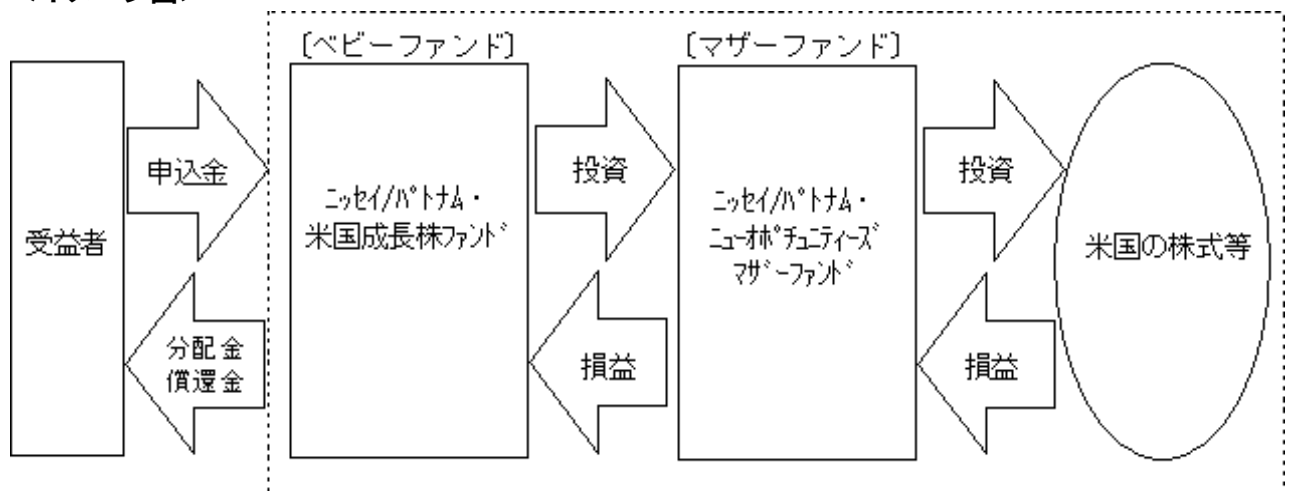
ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

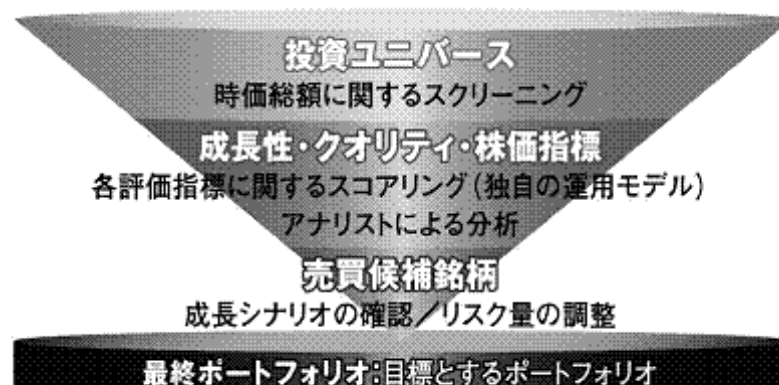
主に米国の成長株に分散投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。

- ・米国の大型株から中小型株まで広範囲の株式の中から、高い企業業績が期待できる優良銘柄に投資します。

銘柄選定は、主としてアナリストの企業調査によるファンダメンタル分析ならびに計量分析に基づく投資情報を統合して行います。

- ・運用に際しては、豊富な経験を有するポートフォリオ・マネージャーとアナリストが、成長性、クオリティ、株価指標の各評価指標を統合した運用プロセスにより高い企業業績が期待できる優良銘柄に投資します。

ポートフォリオ構築プロセスイメージ



ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

- ・当ファンドは、運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（The Putnam Advisory Company, LLC.）」に委託します。

○ ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要

（平成21年3月末現在）

- パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。
- 運用資産は約986億ドル（約9兆円）、投信残高は約485億ドル（約4兆円）の規模を誇ります。
- 設定済み投信は70本以上、投資家数は約600万人にのびります。
- ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を159名有しています。

ラッセル3000グロースインデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

- ・ラッセル3000グロースインデックスは、米国の大型株から中小型株まで広範囲の成長株の値動きを示す指数です。

原則として、為替ヘッジ[※]は行いません。

○ 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

※ 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

④ 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／海外／株式に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

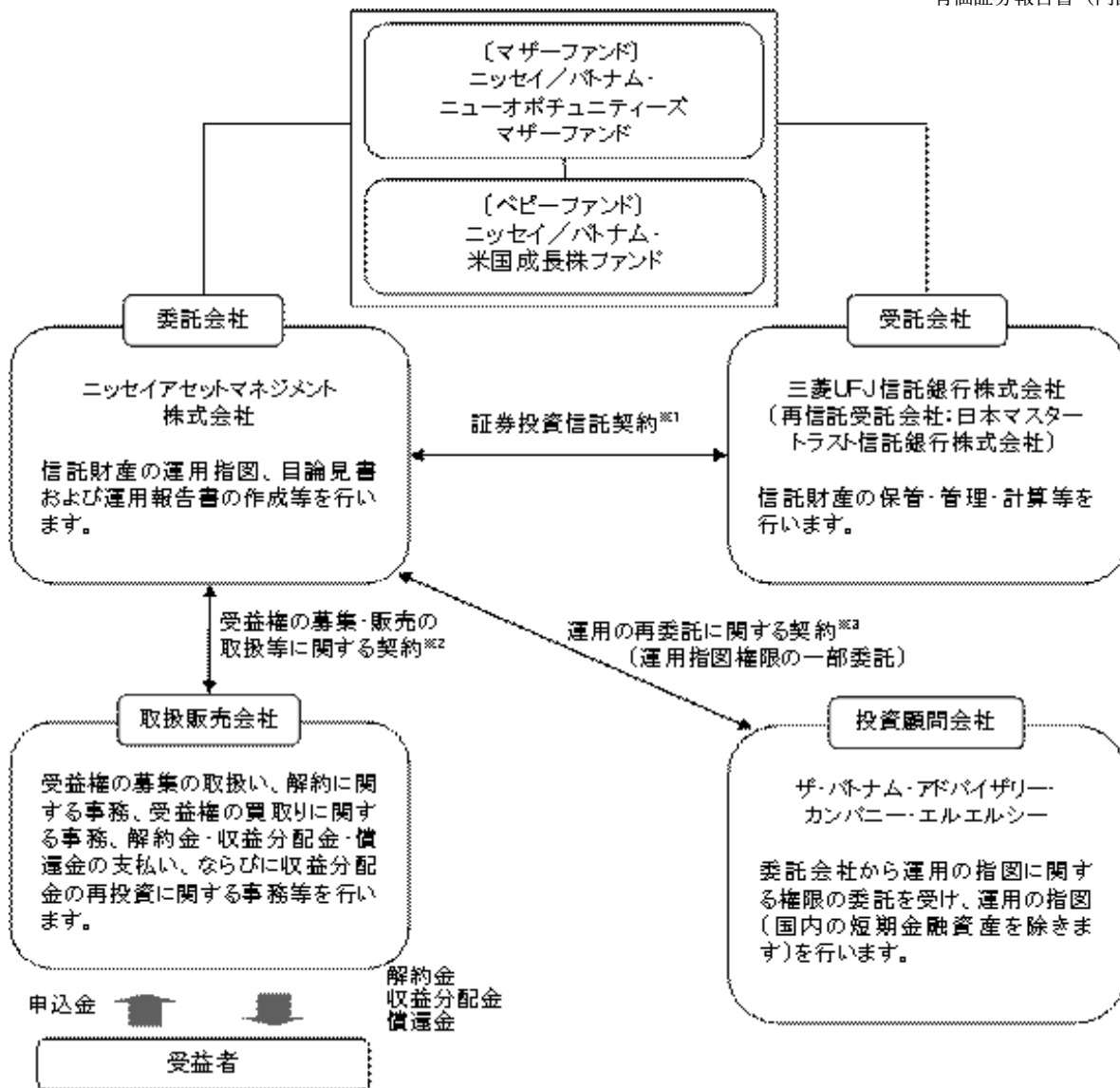
属性区分表

その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
	目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- ※3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成21年8月末現在）

1. 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 資本金の額：100億円
3. 会社の沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日

定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

4. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスⅠ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンドを通じて実質的に主として米国株式に分散投資を行います。
- ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちます。
- ③ ラッセル3000グロースインデックス（円換算ベース）※をベンチマークとし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。
 ※ ラッセル・インデックスは、ラッセル・インベストメント・グループが公表している指数で、その商標および知的財産権はラッセル・インベストメント・グループに帰属します。「ラッセル」は、ラッセル・インベストメント・グループおよびその子会社の総称です。ラッセルはラッセル・インデックスの利用から生じる事業活動・サービスについて一切の責任を負いません。またこれらの情報は信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性を保証するものではありません。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法**a 投資対象**

米国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として米国の株式に分散投資を行います。
- ② 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。
- ③ ラッセル3000 グロースインデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。
- ④ ボトム・アップによるファンダメンタル分析及び定量分析といった独立した2つの収益の源泉を統合し、銘柄選択に活用します。
- ⑤ 組入れ銘柄の決定に際しては、良好な財務内容等長期的成長性に注目しつつ、分散したポートフォリオを構築します。
- ⑥ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

主としてニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンドに投資します。なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限りません）

ハ. 金銭債権（イ. 及びニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. のマザーファンドの受益証券ならびに次の2. から23. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズ マザーファンド
2. 株券または新株引受権証書
3. 国債証券
4. 地方債証券
5. 特別の法律により法人の発行する債券
6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
7. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、2. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、2. の証券または証書、13. および18. の証券または証書のうち2. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、3. から7. までの証券ならびに13. および18. の証券または証書のうち3. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

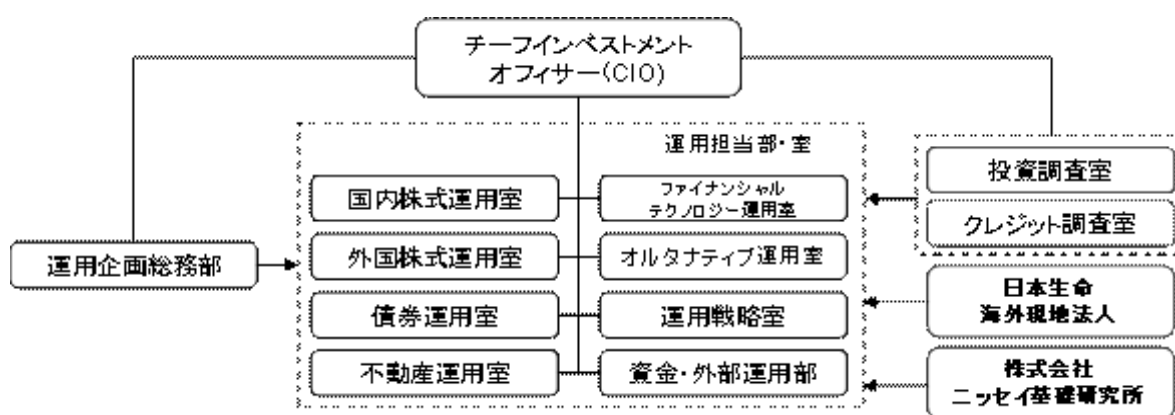
③ 金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1. から4. までは掲げる金融商品により運用することができます。

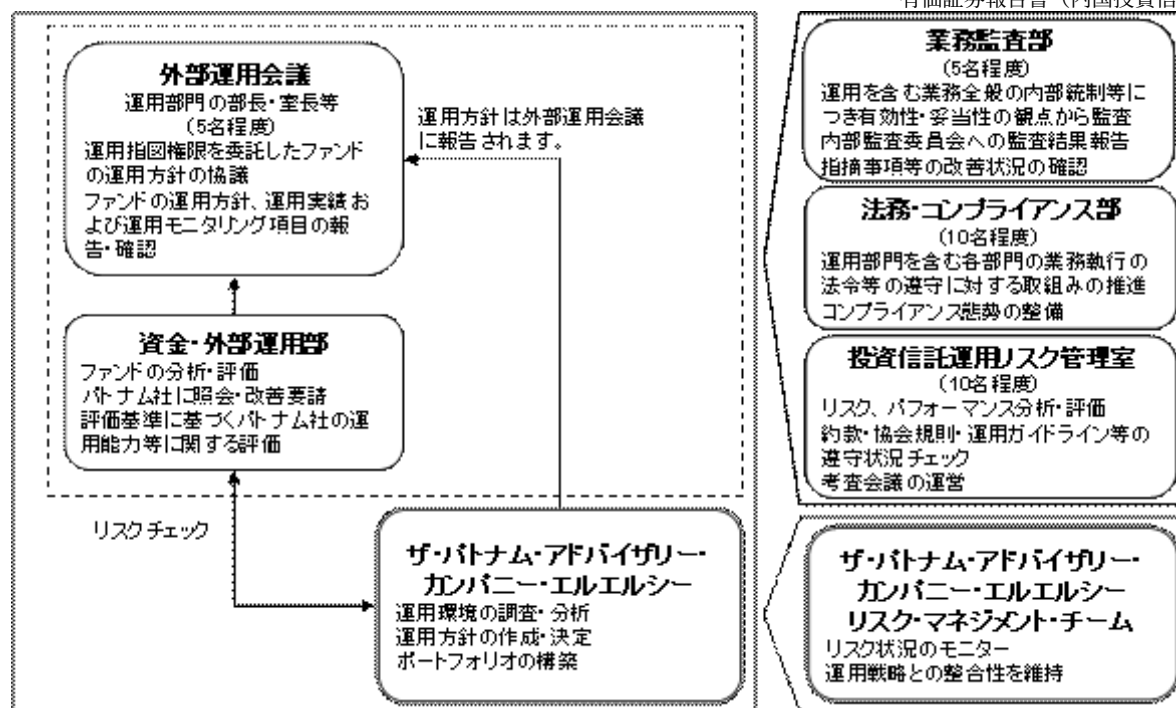
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益の運用方針については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

決算日は１・７月の各15日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

<分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

<分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

（５）【投資制限】

ａ 約款に定める主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

ｂ 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑤に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑤に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該6.において同じ）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該6.において同じ）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受

渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 外国為替予約等

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

1. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市

場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンドは、主に米国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの対円での為替の変動により損失を被ることがあります。ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものでありますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

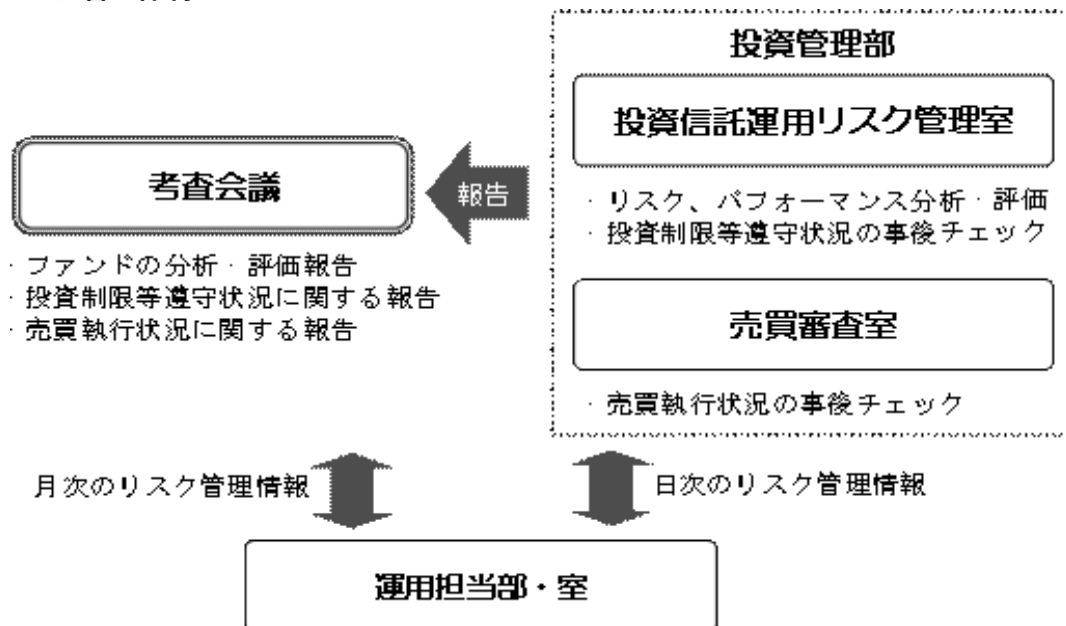
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 売買審査室が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
3. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
※手数料率は変更となる場合があります。
- ② 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、取扱販売会社にお問い合わせください。なお、取扱販売会社につきましては、以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税抜1.5%）をかけた金額とし、その配分は次のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分		
1.575% （税抜1.5%）	委託会社	年0.735%	（税抜0.70%）
	取扱販売会社	年0.756%	（税抜0.72%）
	受託会社	年0.084%	（税抜0.08%）

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に年率0.35%をかけた金額）が含まれます。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率	
100億円超 の部分	年 0.00420%	（税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00525%	（税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00735%	（税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.04200%	（税抜0.040%）

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

※ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
- ※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。
ただし、平成23年12月31日までは、
・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。
・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります[※]。
ただし、平成23年12月31日までは、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。
- ※ 源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

- 分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。
益金不算入制度の適用はありません。

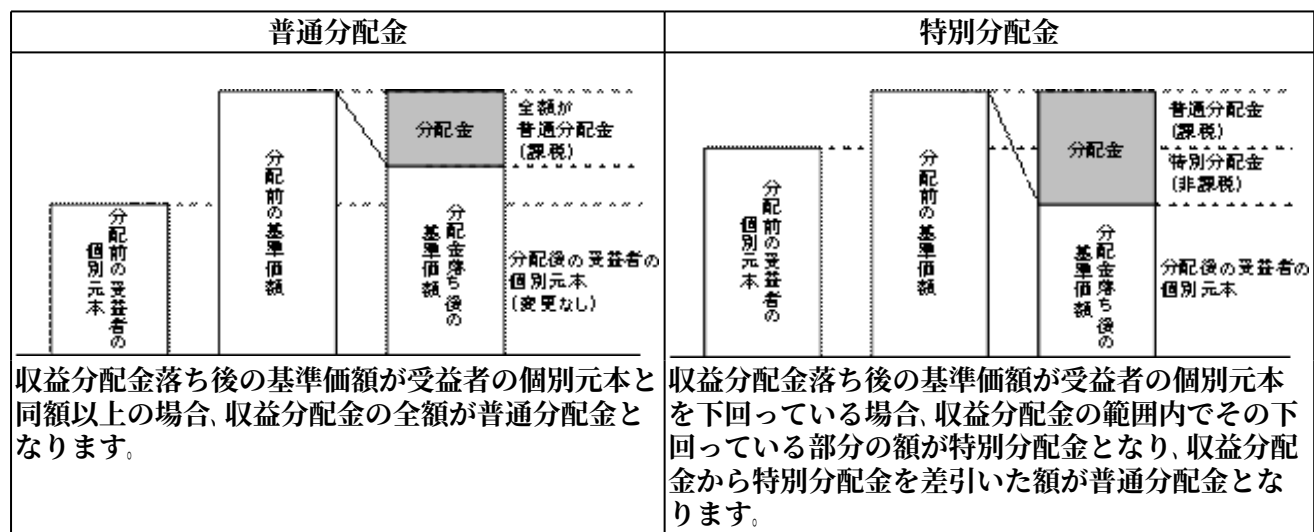
個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。



税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年8月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,365,919,609	100.55
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△7,520,021	△0.55
純資産総額		1,358,399,588	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド」

（平成21年8月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,290,437,678	94.47
	アイルランド	14,755,324	1.08
	イスラエル	6,725,505	0.49
	ブラジル	6,541,923	0.48
	カナダ	5,713,217	0.42
	スイス	4,498,795	0.33
	ケイマン諸島	4,273,459	0.31
	シンガポール	4,110,979	0.30
	小計	1,337,056,880	97.88
投資証券	アメリカ	2,714,685	0.20
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		26,198,597	1.92
純資産総額		1,365,970,162	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年8月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド	親投資信託受益証券	2,298,367,170	5,482	1,259,991,166	5,943	1,365,919,609	100.55
投資比率：合計									100.55

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.55
合計		100.55

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド」

(平成21年8月31日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
1	アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	23,963	2,143 2,289	51,358,014 54,847,070	4.02
2	アメリカ	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	3,247	13,194 15,770	42,841,307 51,206,609	3.75
3	アメリカ	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	4,029	9,575 10,964	38,579,307 44,172,839	3.23
4	アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス	6,459	5,400 5,591	34,880,216 36,114,172	2.64
5	アメリカ	CISCO SYSTEMS INC	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	17,255	1,737 2,040	29,972,284 35,205,031	2.58
6	アメリカ	GOOGLE INC-CL A	株式	ソフトウェア・サービス	806	39,386 43,101	31,744,915 34,739,337	2.54
7	アメリカ	WAL-MART STORES INC	株式	食品・生活必需品小売り	6,845	4,464 4,742	30,553,179 32,457,595	2.38
8	アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・タバコ	7,310	3,956 4,207	28,920,468 30,750,878	2.25
9	アメリカ	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・サービス	12,645	1,913 2,055	24,192,745 25,986,972	1.90
10	アメリカ	ABBOTT LABORATORIES	株式	医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス	6,100	4,311 4,259	26,300,044 25,977,587	1.90
11	アメリカ	QUALCOMM INC	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	5,835	4,141 4,379	24,161,807 25,552,532	1.87
12	アメリカ	AMGEN INC	株式	医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス	4,200	5,388 5,528	22,630,415 23,218,572	1.70
13	アメリカ	MCDONALD'S CORP	株式	消費者サービス	4,059	5,329 5,200	21,629,763 21,106,523	1.55
14	アメリカ	BAXTER INTERNATIONAL INC	株式	ヘルスケア機器・サービ ス	2,925	4,962 5,266	14,512,651 15,402,398	1.13
15	アメリカ	GILEAD SCIENCES INC	株式	医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス	3,564	4,165 4,196	14,843,894 14,956,273	1.09
16	アメリカ	EXPRESS SCRIPTS INC	株式	ヘルスケア機器・サービ ス	2,176	6,057 6,733	13,179,704 14,650,843	1.07
17	アメリカ	COLGATE-PALMOLIVE CO	株式	家庭用品・パーソナル用 品	1,991	6,802 6,748	13,541,889 13,434,795	0.98
18	アメリカ	ST JUDE MEDICAL INC	株式	ヘルスケア機器・サービ ス	3,500	3,649 3,603	12,772,617 12,610,322	0.92
19	アメリカ	EMERSON ELECTRIC CO	株式	資本財	3,339	2,956 3,450	9,868,828 11,519,310	0.84
20	アメリカ	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・タバコ	2,182	5,202 5,264	11,350,298 11,485,879	0.84
21	アメリカ	RED HAT INC	株式	ソフトウェア・サービス	5,300	1,810 2,124	9,594,509 11,255,854	0.82
22	アメリカ	AFLAC INC	株式	保険	2,900	2,910 3,775	8,439,525 10,946,102	0.80
23	アメリカ	WELLS FARGO & CO	株式	銀行	4,300	2,263 2,532	9,730,281 10,886,749	0.80
24	アメリカ	RAYTHEON CO	株式	資本財	2,477	4,102 4,388	10,160,382 10,870,207	0.80
25	アメリカ	GOLDMAN SACHS GROUP INC	株式	各種金融	690	13,879 15,248	9,576,833 10,521,334	0.77

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（%）
						単価	金額	
26	アメリカ	HEWLETT-PACKARD CO	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,469	3,444 4,151	8,504,134 10,248,924	0.75
27	アメリカ	TJX COS INC	株式	小売	3,023	3,133 3,388	9,470,325 10,241,296	0.75
28	アメリカ	PRICELINE.COM INC	株式	小売	703	10,231 14,511	7,192,447 10,201,253	0.75
29	アメリカ	CVS/CAREMARK CORP	株式	食品・生活必需品小売り	2,900	2,909 3,410	8,436,836 9,889,144	0.72
30	アメリカ	EXXON MOBIL CORP	株式	エネルギー	1,518	6,141 6,503	9,322,407 9,871,446	0.72
投資比率：合計								46.86

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）平成21年8月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注３）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.46
	ソフトウェア・サービス	13.90
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.25
	ヘルスケア機器・サービス	7.12
	資本財	6.17
	食品・飲料・タバコ	5.98
	小売	5.04
	エネルギー	4.52
	素材	4.18
	消費者サービス	4.14
	食品・生活必需品小売り	4.03
	各種金融	3.54
	半導体・半導体製造装置	3.11
	家庭用品・パーソナル用品	2.72
	運輸	2.37
	保険	1.30
	メディア	1.06
	銀行	1.04
	公益事業	0.93
	商業・専門サービス	0.85
	電気通信サービス	0.17
	小計	97.88
投資証券	—	0.20
合計		98.08

（注１）投資比率は、純資産総額に対する各種類又は各業種の評価金額（平成21年8月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

（注２）業種はG I C S分類によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & PおよびMSCI Inc.に帰属します。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年8月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第1期末	（平成19年7月17日）	分配付： 16,427,204,732	分配付： 11,042
		分配落： 15,687,385,196	分配落： 10,542
第2期末	（平成20年1月15日）	分配付： 7,892,482,817	分配付： 8,572
		分配落： 7,892,482,817	分配落： 8,572
第3期末	（平成20年7月15日）	分配付： 3,816,989,581	分配付： 7,730
		分配落： 3,816,989,581	分配落： 7,730
第4期末	（平成21年1月15日）	分配付： 1,421,899,857	分配付： 4,208
		分配落： 1,421,899,857	分配落： 4,208
第5期末	（平成21年7月15日）	分配付： 1,284,664,138	分配付： 5,004
		分配落： 1,284,664,138	分配落： 5,004
	平成20年8月末日	3,531,800,988	8,191
	9月末日	2,398,667,932	6,371
	10月末日	1,875,256,051	5,202
	11月末日	1,624,248,261	4,631
	12月末日	1,490,110,881	4,385
	平成21年1月末日	1,430,999,178	4,372
	2月末日	1,384,967,609	4,381
	3月末日	1,406,473,721	4,612
	4月末日	1,430,837,987	4,962
	5月末日	1,388,429,290	5,058
	6月末日	1,375,247,519	5,230
	7月末日	1,395,677,956	5,484
	平成21年8月31日現在	1,358,399,588	5,416

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1期	自平成19年3月26日 至平成19年7月17日	500円
第2期	自平成19年7月18日 至平成20年1月15日	0円
第3期	自平成20年1月16日 至平成20年7月15日	0円
第4期	自平成20年7月16日 至平成21年1月15日	0円

第5期	自平成21年1月16日 至平成21年7月15日	0円
-----	----------------------------	----

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1期	自平成19年3月26日 至平成19年7月17日	10.42%
第2期	自平成19年7月18日 至平成20年1月15日	△18.69%
第3期	自平成20年1月16日 至平成20年7月15日	△9.82%
第4期	自平成20年7月16日 至平成21年1月15日	△45.56%
第5期	自平成21年1月16日 至平成21年7月15日	18.92%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載また

は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ
ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成19年3月26日から平成29年1月16日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年1月16日から7月15日までおよび7月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年3月26日から平成19年7月17日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契

約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3.」または「② 約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

④ 公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（3）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 （5）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第5期計算期間（平成21年1月16日から平成21年7月15日まで）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【財務諸表】

ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成21年1月15日現在)	第5期 (平成21年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,964,381	4,620
親投資信託受益証券	1,421,899,763	1,285,622,412
未収入金	16,420,000	13,450,000
流動資産合計	1,446,284,144	1,299,077,032
資産合計	1,446,284,144	1,299,077,032
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,757,325	3,186,650
未払受託者報酬	1,032,607	586,794
未払委託者報酬	18,329,425	10,416,359
その他未払費用	264,930	223,091
流動負債合計	24,384,287	14,412,894
負債合計	24,384,287	14,412,894
純資産の部		
元本等		
元本	3,379,042,338	2,567,115,761
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,957,142,481	△1,282,451,623
純資産合計	1,421,899,857	1,284,664,138
負債純資産合計	1,446,284,144	1,299,077,032

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 （自平成20年7月16日 至平成21年1月15日）	第5期 （自平成21年1月16日 至平成21年7月15日）
営業収益		
受取利息	182	27
有価証券売買等損益	△1,279,973,587	260,262,649
営業収益合計	△1,279,973,405	260,262,676
営業費用		
受託者報酬	1,032,607	586,794
委託者報酬	18,329,425	10,416,359
その他費用	264,930	223,091
営業費用合計	19,626,962	11,226,244
営業利益又は営業損失（△）	△1,299,600,367	249,036,432
経常利益又は経常損失（△）	△1,299,600,367	249,036,432
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,299,600,367	249,036,432
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△118,045,439	44,639,503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,120,943,714	△1,957,142,481
剰余金増加額又は欠損金減少額	361,390,656	471,090,950
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	361,390,656	471,090,950
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,034,495	797,021
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,034,495	797,021
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,957,142,481	△1,282,451,623

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 (自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	第5期 (自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (平成21年1月15日現在)	第5期 (平成21年7月15日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	3,379,042,338口	2,567,115,761口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,957,142,481円	1,282,451,623円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4208円 (4,208円)	0.5004円 (5,004円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 (自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	第5期 (自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 4,339,493円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズ マザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額13,739,148円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（15,885,054円）、及び分配準備積立金（167,376,442円）より、分配対象収益は183,261,496円（1口当たり0.054235円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 2,460,383円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,358,513円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額8,817,639円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,127,317円）、及び分配準備積立金（127,100,526円）より、分配対象収益は147,586,356円（1口当たり0.057491円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 （自平成20年7月16日 至平成21年1月15日）	第5期 （自平成21年1月16日 至平成21年7月15日）
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第4期 （自平成20年7月16日 至平成21年1月15日）	第5期 （自平成21年1月16日 至平成21年7月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第4期 （平成21年1月15日現在）	第5期 （平成21年7月15日現在）
期首元本額	4,937,933,295円	3,379,042,338円
期中追加設定元本額	32,374,133円	1,431,661円
期中一部解約元本額	1,591,265,090円	813,358,238円

2 有価証券関係

第4期（平成21年1月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,421,899,763	△1,149,350,679
合計	1,421,899,763	△1,149,350,679

第5期（平成21年7月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,285,622,412	212,311,700
合計	1,285,622,412	212,311,700

3 デリバティブ取引関係

第4期（自平成20年7月16日 至平成21年1月15日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第5期（自平成21年1月16日 至平成21年7月15日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ／パトナム・ ニューオポチュニティーズ マザーファンド	2,346,026,301	1,285,622,412	
合計		2,346,026,301	1,285,622,412	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンド）は、「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成21年1月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	15,642,522	7,167,322

コール・ローン	23,189,639	8,696,364
株式	1,366,906,398	1,260,376,183
投資証券	6,081,171	5,232,510
派生商品評価勘定	51,832	—
未収入金	34,608,557	26,740,907
未収配当金	1,075,545	896,378
流動資産合計	1,447,555,664	1,309,109,664
資産合計	1,447,555,664	1,309,109,664
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	137,273
未払金	9,164,521	9,874,773
未払解約金	16,420,000	13,450,000
流動負債合計	25,584,521	23,462,046
負債合計	25,584,521	23,462,046
純資産の部		
元本等		
元本	3,107,977,625	2,346,026,301
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,686,006,482	△1,060,378,683
純資産合計	1,421,971,143	1,285,647,618
負債純資産合計	1,447,555,664	1,309,109,664

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	(自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。	(1) 株式 同左 (2) 投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 同左 同左

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式及び投資証券の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。 (2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左

項目	(自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	(自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年1月15日現在)	(平成21年7月15日現在)
1. 計算日における受益権総数	3,107,977,625口	2,346,026,301口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,686,006,482円	1,060,378,683円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4575円 (4,575円)	0.5480円 (5,480円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	(自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)	(自平成21年1月16日 至平成21年7月15日)

該当事項はありません。	同左
-------------	----

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成21年1月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
同計算期間の期首元本額	4,628,266,494円	3,107,977,625円
同計算期間中の追加設定元本額	3,914,894円	79,508円
同計算期間中の一部解約元本額	1,524,203,763円	762,030,832円
同計算期間末日の元本額※	3,107,977,625円	2,346,026,301円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンド	3,107,977,625円	2,346,026,301円
合計	3,107,977,625円	2,346,026,301円

2 有価証券関係

（平成21年1月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,366,906,398	△502,191,945
投資証券	6,081,171	△3,837,988
合計	1,372,987,569	△506,029,933

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年7月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成21年7月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,260,376,183	137,091,528
投資証券	5,232,510	△26,024
合計	1,265,608,693	137,065,504

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成21年1月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

（自平成20年7月16日 至平成21年1月15日）	（自平成21年1月16日 至平成21年7月15日）
1. 取引の内容 利用している取引は、通貨関連で、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左

2. 取引に対する取組方針 為替予約取引は、外貨の送回国のために利用しております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。 3. 取引の利用目的 為替予約取引は、外貨の送回国に利用します。 4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。 5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左
---	--

II 取引の時価等に関する事項

（平成21年1月15日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,000,000	—	15,948,168	51,832
合計		16,000,000	—	15,948,168	51,832

（注1）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成20年7月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成21年7月15日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	17,000,000	—	17,137,273	△137,273
合計		17,000,000	—	17,137,273	△137,273

（注1）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成21年1月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（3）附属明細表（平成21年7月15日現在）

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ABBOTT LABORATORIES	6,100	46.49	283,589.00	
ACCENTURE LTD-CL A	3,361	33.71	113,299.31	
ACTIVISION BLIZZARD INC	4,910	11.35	55,728.50	
ADTRAN INC	2,600	21.74	56,524.00	
ADVANCE AUTO PARTS INC	1,600	44.39	71,024.00	
AES CORP	9,300	11.59	107,787.00	
AFLAC INC	2,900	31.38	91,002.00	
ALLIANT TECHSYSTEMS INC	700	79.85	55,895.00	
AMAZON.COM INC	700	81.95	57,365.00	
AMERIGROUP CORP	1,965	26.85	52,760.25	
AMGEN INC	4,200	58.10	244,020.00	
AON CORP	1,000	37.57	37,570.00	
APOLLO GROUP INC-CL A	1,273	66.89	85,150.97	
APPLE INC	3,247	142.27	461,950.69	
AUTOZONE INC	382	158.77	60,650.14	
BAKER (MICHAEL) CORP	1,000	39.03	39,030.00	
BALLY TECHNOLOGIES INC	2,700	31.55	85,185.00	
BANK OF THE OZARKS	900	23.03	20,727.00	
BARRICK GOLD CORP	969	32.84	31,821.96	
BAXTER INTERNATIONAL INC	2,925	53.50	156,487.50	
BECTON DICKINSON AND CO	1,295	69.73	90,300.35	
BJ'S WHOLESALE CLUB INC	1,614	32.04	51,712.56	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	5,500	10.13	55,715.00	
BROCADE COMMUNICATIONS SYS	16,700	7.61	127,087.00	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,500	51.17	76,755.00	
CAREER EDUCATION CORP	2,900	20.65	59,885.00	
CEPHALON INC	952	54.23	51,626.96	

CHART INDUSTRIES INC	1,176	17.74	20,862.24
CHILDREN'S PLACE	2,000	27.25	54,500.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	1,500	54.76	82,140.00
CISCO SYSTEMS INC	17,255	18.73	323,186.15
CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	2,189	21.54	47,151.06
CME GROUP INC	100	268.74	26,874.00
COCA-COLA CO	1,500	49.29	73,935.00
COCA-COLA ENTERPRISES	3,500	16.83	58,905.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	1,991	73.34	146,019.94
COMSTOCK RESOURCES INC	1,209	31.37	37,926.33
COVIDIEN PLC	1,400	36.21	50,694.00
CSG SYSTEMS INTL INC	3,300	13.92	45,936.00
CVS CAREMARK CORP	2,900	31.37	90,973.00
CYMER INC	1,000	29.81	29,810.00
DEL MONTE FOODS CO	2,987	9.32	27,838.84
DENDREON CORP	1,400	22.97	32,158.00
DIRECTV GROUP INC	3,800	23.79	90,402.00

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
DUN & BRADSTREET CORP	700	79.14	55,398.00	
EATON VANCE CORP	2,100	24.71	51,891.00	
EMC CORP/MASS	4,300	12.88	55,384.00	
EMERGENCY MEDICAL SERVICES-A	800	38.90	31,120.00	
EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	800	12.38	9,904.00	
EMERSON ELECTRIC CO	3,339	31.87	106,413.93	
ENGLOBAL CORP	5,100	4.21	21,471.00	
EXELON CORP	1,170	50.08	58,593.60	
EXPEDITORS INTL WASH INC	1,900	29.93	56,867.00	
EXPRESS SCRIPTS INC	2,176	65.31	142,114.56	
EXXON MOBIL CORP	1,518	66.22	100,521.96	
F5 NETWORKS INC	2,675	34.29	91,725.75	
FIDELITY NATIONAL FINL-A	3,200	13.28	42,496.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	100	133.09	13,309.00	
FIRST SOLAR INC	443	141.54	62,702.22	
FLOWERVE CORP	600	64.13	38,478.00	
FLUOR CORP	1,295	47.35	61,318.25	
FMC CORP	900	43.29	38,961.00	
FMC TECHNOLOGIES INC	1,670	36.60	61,122.00	
FREEPORT-MCMORAN COPPER	1,037	48.18	49,962.66	
GAMESTOP CORP-CLASS A	2,800	21.63	60,564.00	
GENERAL MILLS INC	1,300	59.21	76,973.00	
GENZYME CORP	1,667	53.81	89,701.27	
GILEAD SCIENCES INC	3,564	44.91	160,059.24	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	690	149.66	103,265.40	
GOOGLE INC-CL A	806	424.69	342,300.14	
GRAFTECH INTERNATIONAL LTD	2,200	11.20	24,640.00	
HEALTHSOUTH CORP	4,100	13.30	54,530.00	
HERBALIFE LTD	2,000	30.68	61,360.00	
HEWLETT-PACKARD CO	2,469	37.14	91,698.66	
HITTITE MICROWAVE CORP	1,000	35.56	35,560.00	
HMS HOLDINGS CORP	1,000	40.50	40,500.00	
HOSPIRA INC	1,900	37.17	70,623.00	
INTEGRATED DEVICE TECH INC	5,960	6.00	35,760.00	
INTEL CORP	2,967	16.83	49,934.61	
INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	600	85.27	51,162.00	

INTL BUSINESS MACHINES CORP	4,229	103.25	436,644.25	
JO-ANN STORES INC	2,400	21.32	51,168.00	
JOHNSON & JOHNSON	6,459	58.23	376,107.57	
JOY GLOBAL INC	2,100	32.59	68,439.00	
KIRBY CORP	1,418	31.41	44,539.38	
KNIGHT TRANSPORTATION INC	2,200	16.54	36,388.00	
KROGER CO	3,848	21.68	83,424.64	
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	700	68.46	47,922.00	
LIFE TECHNOLOGIES CORP	1,706	40.02	68,274.12	
LORILLARD INC	1,118	67.81	75,811.58	
MARVEL ENTERTAINMENT INC	1,577	37.88	59,736.76	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	4,500	12.23	55,035.00	
MASSEY ENERGY CO	2,730	17.89	48,839.70	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	4,200	16.43	69,006.00	
MCDONALD'S CORP	4,059	57.46	233,230.14	
MCMORAN EXPLORATION CO	2,500	5.29	13,225.00	
MICROSOFT CORP	23,963	23.11	553,784.93	
MONSANTO CO	410	74.70	30,627.00	
MYRIAD GENETICS INC	1,300	25.42	33,046.00	
NAVIGANT CONSULTING INC	2,500	13.37	33,425.00	
NEUSTAR INC-CLASS A	3,885	21.04	81,740.40	
NEWMONT MINING CORP	2,132	39.11	83,382.52	
NOBLE CORP	1,352	29.80	40,289.60	
NORTHERN TRUST CORP	1,722	57.05	98,240.10	
NU SKIN ENTERPRISES INC - A	900	15.56	14,004.00	
NUCOR CORP	1,080	42.75	46,170.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,068	64.29	68,661.72	
OMNICARE INC	2,000	25.53	51,060.00	
OPENTABLE INC	600	29.66	17,796.00	
ORACLE CORP	13,545	20.63	279,433.35	
ORBITAL SCIENCES CORP	3,300	14.42	47,586.00	
OSI PHARMACEUTICALS INC	1,300	30.38	39,494.00	
PANERA BREAD COMPANY-CL A	1,000	53.15	53,150.00	
PARKER HANNIFIN CORP	998	42.08	41,995.84	
PEPSICO INC	2,182	56.09	122,388.38	
PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	1,701	36.90	62,766.90	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	7,310	42.66	311,844.60	
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	300	84.13	25,239.00	
PRECISION CASTPARTS CORP	1,000	73.83	73,830.00	
PREMIERE GLOBAL SERVICES INC	3,381	10.17	34,384.77	
PRICELINE.COM INC	903	110.32	99,618.96	
PROCTER & GAMBLE CO	1,900	53.54	101,726.00	
QUALCOMM INC	5,835	44.65	260,532.75	
QUEST DIAGNOSTICS	1,300	54.74	71,162.00	
QUEST SOFTWARE INC	5,300	13.96	73,988.00	
RALCORP HOLDINGS INC	800	61.40	49,120.00	
RAYTHEON COMPANY	2,477	44.23	109,557.71	
RED HAT INC	5,300	19.52	103,456.00	
ROSS STORES INC	1,300	41.84	54,392.00	
SAIC INC	3,300	17.69	58,377.00	
SCOTTS MIRACLE-GRO CO-CL A	1,600	36.06	57,696.00	
SEQUENOM INC	4,900	3.80	18,620.00	
SHAW GROUP INC	1,600	25.70	41,120.00	

SIGMA-ALDRICH	1,330	47.41	63,055.30	
SILGAN HOLDINGS INC	1,000	49.04	49,040.00	
SILICON LABORATORIES INC	1,200	37.45	44,940.00	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	1,954	38.54	75,307.16	
ST JUDE MEDICAL INC	3,500	39.35	137,725.00	
STERICYCLE INC	1,000	49.95	49,950.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
SYMANTEC CORP	2,900	15.90	46,110.00	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	4,088	17.52	71,621.76	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	1,400	49.50	69,300.00	
THQ INC	4,600	7.31	33,626.00	
TIBCO SOFTWARE INC	6,700	7.45	49,915.00	
TJX COMPANIES INC	3,523	33.78	119,006.94	
TRANSATLANTIC HOLDINGS INC	1,501	42.88	64,362.88	
TREEHOUSE FOODS INC	1,900	28.29	53,751.00	
ULTRA PETROLEUM CORP	1,100	38.56	42,416.00	
UNION PACIFIC CORP	1,600	53.28	85,248.00	
VANDA PHARMACEUTICALS INC	1,200	11.40	13,680.00	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	1,433	32.77	46,959.41	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,400	32.40	45,360.00	
WADDELL & REED FINANCIAL-A	2,900	24.99	72,471.00	
WAL-MART STORES INC	7,445	48.13	358,327.85	
WALTER ENERGY INC	1,650	37.13	61,264.50	
WELLS FARGO & CO	4,300	24.40	104,920.00	
WYETH	1,600	45.82	73,312.00	
YUM! BRANDS INC	2,713	36.23	98,291.99	
米ドル 小計	428,371	—	13,459,805.46 (1,260,376,183)	
合計			1,260,376,183 (1,260,376,183)	

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ISHARES RUSSELL 3000 GROWTH INDEX FUND	1,700	55,879.00	
	米ドル 小計	1,700	55,879.00 (5,232,510)	
合計			5,232,510 (5,232,510)	

- (注) 1. 米ドル小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	株式 158 銘柄	100.00 %	— %	100.00 %
	投資証券 1 銘柄	— %	100.00 %	
合計		100.00 %	100.00 %	100.00 %

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は、株式及び投資証券の合計額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年8月31日現在）

I 資産総額	1,367,074,063 円
II 負債総額	8,674,475 円
III 純資産総額（I－II）	1,358,399,588 円
IV 発行済数量	2,508,265,761 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV×10000）	5,416 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成19年3月26日 至平成19年7月17日	15,118,582,933	237,270,000	14,881,312,933
第2期	自平成19年7月18日 至平成20年1月15日	975,035,577	6,648,912,780	9,207,435,730
第3期	自平成20年1月16日 至平成20年7月15日	41,817,088	4,311,319,523	4,937,933,295
第4期	自平成20年7月16日 至平成21年1月15日	32,374,133	1,591,265,090	3,379,042,338
第5期	自平成21年1月16日 至平成21年7月15日	1,431,661	813,358,238	2,567,115,761

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成21年8月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月末現在、委託会社が運用するファンド（公募）の本数および純資産総額合計額は以下のとおりです。（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます。）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：円）
追加型株式投資信託	61	865,343,347,169
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	6,089,031,347
単位型公社債投資信託	0	0
合計	63	871,432,378,516

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			6,400,622			5,631,332	
2. 有価証券			7,499,960			5,496,391	
3. 前払費用			174,085			152,013	
4. 未収委託者報酬			2,153,540			1,531,772	
5. 未収運用受託報酬	※ 1		972,771			610,279	
6. 未収投資助言報酬	※ 1		253,197			192,707	
7. 未収収益			21,476			25,200	
8. 未収金			-			543,797	
9. 貯蔵品			14,746			16,973	
10. 繰延税金資産			335,729			230,986	
11. 未収還付法人税等			-			205,842	
12. 未収消費税等			-			54,100	
13. その他			10,019			310	
流動資産計			17,836,149	45.0		14,691,707	39.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※ 2		188,617			185,669	
(2) 器具備品	※ 2		247,833			184,583	
有形固定資産計			436,450	1.1		370,252	1.0
2. 無形固定資産							
(1) 電信加入権			364			325	
(2) 電話加入権			7,942			7,942	
(3) ソフトウェア			1,247,204			1,462,445	
(4) ソフトウェア仮勘定			133,623			186,833	

無形固定資産計			1,389,135	3.5		1,657,547	4.4
---------	--	--	-----------	-----	--	-----------	-----

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産	※ 1		19,082,243			18,597,384	
(1) 投資有価証券			282,029			282,453	
(2) 長期差入保証金			753			9,707	
(3) 預託金			589,511			1,512,655	
(4) 繰延税金資産			19,954,537	50.4		20,402,200	55.0
投資その他の資産計			21,780,124	55.0		22,429,999	60.4
固定資産計			39,616,273	100.0		37,121,707	100.0
資産合計							
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			22,790			24,606	
2. 未払金							
(1) 未払収益分配金	※ 1	5,607			5,075		
(2) 未払償還金		198,403			161,779		
(3) 未払手数料		805,432			564,092		
(4) その他未払金		307,587	1,317,031		266,514	997,462	
3. 未払運用委託報酬	※ 1		587,208			450,155	
4. 未払投資助言報酬			113,443			116,336	
5. 未払費用			138,618			59,744	
6. 未払法人税等			739,421			-	
7. 未払事業所税			11,822			12,813	
8. 未払消費税等			34,584			-	
7. 前受運用受託報酬			557			335	
8. 賞与引当金			524,706			477,967	
9. その他			-			106	
流動負債計			3,490,183	8.8		2,139,527	5.8
II 固定負債							
1. 長期未払費用	※ 1		66,047			5,080	
2. 退職給付引当金			338,648			428,902	
3. 役員退職慰労引当金			18,704			26,929	
固定負債計			423,400	1.1		460,912	1.2
負債合計			3,913,584	9.9		2,600,440	7.0

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			10,000,000	25.2		10,000,000	26.9
2. 資本剰余金							
資本準備金			8,281,840			8,281,840	
資本剰余金計			8,281,840	20.9		8,281,840	22.3
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金			139,807			139,807	
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		120,000			120,000		
研究開発積立金		70,000			70,000		
別途積立金		350,000			350,000		
繰越利益剰余金		17,343,436	17,883,436		16,954,532	17,494,532	

利益剰余金計		18,023,243	45.5	17,634,339	47.5
株主資本計		36,305,083		35,916,179	
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		△602,394	△1.5	△1,394,911	△3.7
純資産合計		35,702,689	90.1	34,521,267	93.0
負債・純資産合計		39,616,273	100.0	37,121,707	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		14,408,633			12,826,491		
2. 運用受託報酬		5,239,380			4,159,731		
3. 投資助言報酬		1,129,817			914,936		
4. その他営業収益		47,100			47,100		
営業収益計			20,824,931	100.0		17,948,258	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			5,626,025			5,372,440	
2. 広告宣伝費			119,466			103,044	
3. 公告費			3,463			1,694	
4. 受益証券発行費			58			412	
5. 調査費							
(1) 調査費		812,474			862,306		
(2) 支払運用委託報酬		2,992,080			2,026,740		
(3) 支払投資助言報酬		442,829	4,247,384		460,766	3,349,813	
6. 委託計算費			117,836			106,565	
7. 営業雑経費							
(1) 通信費		64,639			65,515		
(2) 印刷費		355,410			288,824		
(3) 協会費		21,686			20,669		
(4) 販売事務費		24,761			24,827		
(5) その他営業雑経費		288,527	755,025		349,317	749,153	
営業費用計			10,869,260	52.2		9,683,123	54.0
III 一般管理費							
1. 給料	※ 1						
(1) 役員報酬		61,539			72,379		
(2) 給料・手当		2,752,245			2,884,490		
(3) 賞与		317,566			298,455		
(4) その他人件費		7,060	3,138,411		8,123	3,263,449	
2. 退職給付負担金			61,168			50,690	
3. 海外派遣関係費			101,496			101,217	
4. 交際費			27,644			26,410	
5. 寄付金			542			254	
6. 旅費交通費			128,796			157,027	

期別		第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
7. 福利厚生費			432,033			515,594	
8. 租税公課			97,035			83,812	
9. 不動産賃借料			659,173			668,993	
10. 器具備品賃借料			5,537			4,309	
11. 器具備品費			20,042			159,935	
12. 消耗品費			129,605			-	

13. 業務委託費		79,467		184,831	
14. 事務委託費		119,447		-	
15. 賞与引当金繰入額		524,706		477,967	
16. 退職給付引当金繰入額		91,625		95,444	
17. 役員退職慰労引当金繰入額		7,487		8,875	
18. 固定資産減価償却費		539,328		581,209	
19. 諸経費		288,940		218,175	
一般管理費計		6,452,492	31.0	6,598,198	36.8
営業利益		3,503,179	16.8	1,666,937	9.3
IV 営業外収益					
1. 受取配当金		127,663		144,552	
2. 有価証券利息		128,498		141,541	
3. 受取利息		20,304		21,378	
4. 有価証券償還益		-		15,898	
5. 為替差益		-		7,230	
6. 支払委託金時効免除益		-		17,320	
7. 雑収入		27,510		7,760	
営業外収益計		303,977	1.5	355,680	2.0
V 営業外費用					
1. 為替差損		3,958		-	
2. 雑損失		2,966		3,696	
営業外費用計		6,924	0.0	3,696	0.0
経常利益		3,800,231	18.2	2,018,922	11.2
VI 特別利益					
1. 投資有価証券売却益		-		106,062	
2. 投資有価証券償還益		252,360		-	
3. 事故受取保険金		-		9,024	
4. 賞与引当金戻入益		4,982		3,979	
特別利益計		257,342	1.2	119,065	0.7

期別		第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※ 3		8,147			5,640	
2. 投資有価証券売却損			30,634			492,455	
3. 投資有価証券評価損			-			1,831,471	
4. 事故損失賠償金	※ 2		1,959			31,629	
特別損失計			40,741	0.2		2,361,196	13.2
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			4,016,832	19.3		△223,208	△1.2
法人税、住民税及び事業税		1,737,237			554,304		
法人税等調整額		△52,020	1,685,217	8.1	△524,168	30,135	0.2
当期純利益又は 当期純損失(△)			2,331,615	11.2		△253,344	△1.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第13期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840

資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
特別償却準備金	前期末残高	5,204
	当期変動額	特別償却準備金取崩 △5,204
	当期末残高	-
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	15,142,176
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 特別償却準備金取崩 △135,560 2,331,615 5,204
	当期末残高	17,343,436
	当期末残高	17,343,436
利益剰余金合計	前期末残高	15,827,188
	当期変動額	2,196,055
	当期末残高	18,023,243
株主資本合計	前期末残高	34,109,028
	当期変動額	2,196,055
	当期末残高	36,305,083
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	309,022
	当期変動額（純額）	△911,416
	当期末残高	△602,394
評価・換算差額等合計	前期末残高	309,022
	当期変動額	△911,416
	当期末残高	△602,394
純資産合計	前期末残高	34,418,050
	当期変動額	1,284,639
	当期末残高	35,702,689

第14期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807

	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	17,343,436
	当期変動額	剰余金の配当 △135,560 当期純損失 △253,344
	当期末残高	16,954,532
利益剰余金合計	前期末残高	18,023,243
	当期変動額	△388,904
	当期末残高	17,634,339
株主資本合計	前期末残高	36,305,083
	当期変動額	△388,904
	当期末残高	35,916,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△602,394
	当期変動額（純額）	△792,517
	当期末残高	△1,394,911
評価・換算差額等合計	前期末残高	△602,394
	当期変動額	△792,517
	当期末残高	△1,394,911
純資産合計	前期末残高	35,702,689
	当期変動額	△1,181,422
	当期末残高	34,521,267

（重要な会計方針）

第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左
--	---

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上していません。 ③ 役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 同左 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左

(会計処理の変更)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

当事業年度より、平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。	――
――	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による影響はありません。

（表示方法の変更）

第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
（貸借対照表） 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した未収収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は1,047,517千円、「未収投資助言報酬」は282,683千円であります。	（貸借対照表） 1. ―――

2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、当事業年度から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は731,340千円、「未払投資助言報酬」は96,655千円であります。 3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「前受投資顧問料」として表示していた前受収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「前受運用受託報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「前受投資顧問料」に含まれる「前受運用受託報酬」は558千円であります。 4. ———	2. ——— 3. ——— 4. 前期において、「役員退任慰労金引当金」として表示していたものは、「役員退職慰労引当金」として表示しております。
---	---

第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
（損益計算書） 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示していた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は5,042,932千円、「投資助言報酬」は1,170,459千円であります。	（損益計算書） 1. ———

2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「支払投資顧問料」として表示していた費用のうち、投資一任契約によって支払った分については、当事業年度から「支払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払った分については、「支払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「支払投資顧問料」に含まれる「支払運用委託報酬」は3,908,052千円、「支払投資助言報酬」は382,687千円であります。 3. 前事業年度まで営業外費用として表示しておりました「事故損失賠償金」は、毎期経常的に発生する性質のものではないため、当事業年度から特別損失として表示しております。	2. — 3. —
---	-------------------------

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)																								
※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table data-bbox="183 1126 699 1357"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>216,803千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>228,642千円</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>77,175千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>85,684千円</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>66,047千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	216,803千円	未収投資助言報酬	228,642千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	77,175千円	未払費用	85,684千円	長期未払費用	66,047千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table data-bbox="826 1126 1342 1357"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>171,771千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>178,612千円</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>55,046千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>72,525千円</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>5,080千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	171,771千円	未収投資助言報酬	178,612千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	55,046千円	未払費用	72,525千円	長期未払費用	5,080千円
未収運用受託報酬	216,803千円																								
未収投資助言報酬	228,642千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	77,175千円																								
未払費用	85,684千円																								
長期未払費用	66,047千円																								
未収運用受託報酬	171,771千円																								
未収投資助言報酬	178,612千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	55,046千円																								
未払費用	72,525千円																								
長期未払費用	5,080千円																								
※2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table data-bbox="183 1503 699 1619"> <tr><td>建物</td><td>111,822千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>504,714千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>616,537千円</td></tr> </table>	建物	111,822千円	器具備品	504,714千円	合計	616,537千円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table data-bbox="826 1503 1342 1619"> <tr><td>建物</td><td>141,871千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>549,361千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>691,233千円</td></tr> </table>	建物	141,871千円	器具備品	549,361千円	合計	691,233千円												
建物	111,822千円																								
器具備品	504,714千円																								
合計	616,537千円																								
建物	141,871千円																								
器具備品	549,361千円																								
合計	691,233千円																								
3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。	3. —																								

(損益計算書関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	※1. 同左

取締役 監査役	180,000千円 30,000千円		
※ 2. ――		※ 2. 支払委託金時効免除益は、時効成立のため利益計上した償還金によるものであります。	
※ 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。		※ 3. 同左	
※ 4. ――		※ 4. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。	
※ 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。		※ 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	
器具備品	8,147千円	器具備品	5,640千円
合計	8,147千円	合計	5,640千円

(株主資本等変動計算書関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。
①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株	①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株
②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株	②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株
③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし	③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし

2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項
①配当金支払額 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日	①配当金支払額 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年3月31日 効力発生日 平成21年6月26日

(リース取引関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。																
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 12,105</td><td>千円 6,640</td><td>千円 5,464</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 12,105	千円 6,640	千円 5,464	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 9,538</td><td>千円 6,386</td><td>千円 3,151</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 9,538	千円 6,386	千円 3,151
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 12,105	千円 6,640	千円 5,464														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 9,538	千円 6,386	千円 3,151														
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																
<table><tr><td>1年内</td><td>2,369千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>3,337千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,706千円</td></tr></table>	1年内	2,369千円	1年超	3,337千円	合計	5,706千円	<table><tr><td>1年内</td><td>1,997千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,340千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,337千円</td></tr></table>	1年内	1,997千円	1年超	1,340千円	合計	3,337千円				
1年内	2,369千円																
1年超	3,337千円																
合計	5,706千円																
1年内	1,997千円																
1年超	1,340千円																
合計	3,337千円																

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,020千円 減価償却費相当額 2,689千円 支払利息相当額 285千円 ④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ――	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,547千円 減価償却費相当額 2,312千円 支払利息相当額 177千円 ④減価償却費相当額の算定方法 同左 ⑤利息相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>1,530千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,040千円</td></tr> </table>	1年内	1,530千円	1年超	510千円	合計	2,040千円
1年内	1,530千円						
1年超	510千円						
合計	2,040千円						

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,126,458	11,214,480	88,021
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,126,458	11,214,480	88,021
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	3,303,474	3,301,350	△2,124
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,303,474	3,301,350	△2,124
合計		14,429,933	14,515,830	85,896

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,495,260	3,497,450	2,189
	①国債・地方債等	3,495,260	3,497,450	2,189
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	2,311,000	2,586,254	275,254
	小計	5,806,260	6,083,704	277,443

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
	小計	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
合計		12,922,760	11,919,173	△1,003,587

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
950,979	—	30,634

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	100,597	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
1. 債券	7,499,960	10,427,422	—	—
(1)国債・地方債等	7,499,960	10,427,422	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	1,067,250	5,440,566	1,656,541	—
合計	8,567,210	15,867,989	1,656,541	—

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	14,256,505	14,376,210	119,704
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	14,256,505	14,376,210	119,704
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	300,429	300,300	△129
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	300,429	300,300	△129
合計		14,556,935	14,676,510	119,574

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
--	----	--------------	------------------	------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	1,499,162	1,499,450	287
	①国債・地方債等	1,499,162	1,499,450	287
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	1,001,000	1,062,688	61,688
	小計	2,500,162	2,562,138	61,975
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	10,725,390	6,741,766	△3,983,624
	小計	10,725,390	6,741,766	△3,983,624
合計		13,225,553	9,303,904	△3,921,649

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,063,412	106,062	492,455

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	100,436	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
1. 債券	5,496,391	10,559,993	—	—
(1)国債・地方債等	5,496,391	10,559,993	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	1,284,732	4,605,475	1,503,447	410,798
合計	6,781,124	15,165,468	1,503,447	410,798

（注）投資信託受益証券であります。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時

金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成20年3月31日現在）

- (1)退職給付債務 338,648千円
(2)退職給付引当金 338,648千円

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

- 勤務費用 101,582千円

(注) 勤務費用には退職金（「諸経費」）9,957千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）32,514千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金61,168千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成21年3月31日現在）

- (1)退職給付債務 428,902千円
(2)退職給付引当金 428,902千円

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

- 勤務費用 96,193千円

(注) 勤務費用には退職金（「諸経費」）748千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）38,038千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金50,690千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動資産)	(流動資産)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 209,882千円	賞与引当金 191,186千円
未払事業税 65,741千円	その他 113,524千円
その他 60,981千円	繰延税金資産合計 304,710千円
繰延税金資産合計 336,605千円	

繰延税金負債	875千円	繰延税金負債	72,448千円
有価証券評価差額	875千円	未収事業税	1,161千円
繰延税金負債合計	875千円	繰延税金負債合計	73,724千円
繰延税金資産の純額	335,729千円	繰延税金資産の純額	230,986千円
(固定資産)		(固定資産)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金	135,459千円	退職給付引当金	171,561千円
役員退任慰労金引当金	7,481千円	役員退職慰労引当金	10,771千円
長期未払費用	26,419千円	長期未払費用	2,032千円
税務上の繰延資産償却超過額	9,538千円	税務上の繰延資産償却超過額	8,237千円
投資有価証券評価差額	402,471千円	投資有価証券評価損	732,588千円
その他	8,140千円	投資有価証券評価差額	861,086千円
繰延税金資産合計	589,511千円	その他	6,721千円
繰延税金資産の純額	589,511千円	小計	1,792,996千円
		評価性引当額	△255,572千円
		繰延税金資産合計	1,537,424千円
		繰延税金負債	
		投資有価証券評価差額	24,675千円
		その他	96千円
		繰延税金負債合計	24,772千円
		繰延税金資産の純額	1,512,655千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		法定実効税率	40.00%
		調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	△7.97%
		住民税均等割	2.61%
		過年度法人税等修正	15.07%
		源泉所得税	△7.34%
		評価性引当額の増加額	△51.68%
		その他	0.90%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.63%

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任5 出向3 転籍5	営業取引	運用受託報酬の受取	929,617	未収運用受託報酬	216,803
								投資助言報酬の受取		未収投資助言報酬	
									1,007,132		228,642

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取929,617千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬306,822千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	499,113	その他未払金	47,267

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する実務指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に変更はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任6 出向3 転籍5	営業取引	運用受託報酬の受取	927,282	未収運用受託報酬	171,771
								投資助言報酬の受取	840,989	未収投資助言報酬	178,612

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取927,282千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬471,187千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区蒲田	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	627,444	その他未払金	169,941

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

（1株当たり情報）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 329,214円82銭 1株当たり当期純利益金額 21,499円84銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 318,320円92銭 1株当たり当期純損失金額 2,336円09銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	2,331,615千円	△253,344千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（△）	2,331,615千円	△253,344千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 定款の変更、事業の譲渡または事業の譲受、出資の状況等
平成21年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 公告方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）取扱販売会社

（平成21年5月7日現在）

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社（参考情報）

a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

b. 資本金の額

平成21年3月末現在、204,000米ドル（約20百万円、1米ドル＝98.23円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）取扱販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

（3）投資顧問会社（参考情報）

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ／パトナム・ニューオポチュニティーズ マザーファ

ンド」の運用指図（国内短期金融資産の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成21年4月15日	有価証券届出書およびその添付書類 有価証券報告書およびその添付書類
平成21年5月7日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩 本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ／パトナム・米国成長株ファンドの平成21年1月16日から平成21年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンドの平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ／パトナム・米国成長株ファンドの平成20年7月16日から平成21年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ／パトナム・米国成長株ファンドの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)